

岩手県教育委員会告示第4号

岩手県教育委員会表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年9月26日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

岩手県教育委員会表彰規程の一部を改正する告示

岩手県教育委員会表彰規程（昭和29年岩手県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、岩手県の教育学術及び文化に関する功労並びに善行美績を顕彰し、教育の発展高揚に資することを目的とする。</p> <p>(表彰される者)</p> <p>第2条 表彰は、個人又は団体であつて次の各号の<u>一</u>に該当するものについて行う。</p> <p>(1) <u>教育学術及び文化の発展</u>に著しく寄与した<u>もの</u>。</p> <p>(2) 多年教育に従事し功労の<u>あつたもの</u>。</p> <p>(3) その他特に表彰に<u>値する善行又は功績ある</u>と認められた<u>もの</u>。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、岩手県の教育学術及び文化財に関する功労並びに善行美績を顕彰し、教育の発展高揚に資することを目的とする。</p> <p>(表彰される者)</p> <p>第2条 表彰は、個人又は団体であつて次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものについて行う。</p> <p>(1) <u>教育学術の発展及び文化財の保護</u>に著しく寄与した<u>もの</u></p> <p>(2) 多年教育に従事し功労の<u>あつたもの</u></p> <p>(3) その他特に表彰に<u>値する善行又は功績がある</u>と認められた<u>もの</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成29年9月26日から施行する。